という。 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 ロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年12月16日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。
会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、
更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程
(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程

- 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロ ポーザルを受付けます
- 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】 [2

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」を埋みられている万については、門宙写を振小原へにけて結構です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様素(写)等を担こ願います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】 本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。 また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます

ます

ょす。 具体的には、 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
 - 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
- 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ・当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 1. 当機構との間の取引高が総元上文は事業収入の3分の下以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ. 一者様式の20世界を表の表面の2020日
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 2 国名:フィリピン 担当:経済基盤開発部

案件名:台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト(開発調査型技術協力)(ファスト・トラック制度適用案件)

1 契約予定期間:2014年1月下旬~2015年5月下旬

2 参加要件

海外における自然災害からの復興支援に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

- 4 今後の選定プロセス(予定)
- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2013年12月25日から2013年12月27日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2013年12月25日から2014年1月6日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2014年1月14日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 1月中旬(5) 契約交渉 : 1月下旬

5 業務の目的

2013年11月8日に発生した台風30号ヨランダ (観測記録史上最高風速87.5m/sec)はフィリピンを直撃し、36州に大きな被害を与えた。多くの都市や街は広範に被害を受け、地域によっては90%もの家屋が崩壊に至った。特に、台風の高潮により多くの犠牲者が出たレイテ島北部東岸及びサマール島南岸を含むリージョン8は、橋梁等一部道路の被災、空港及び港の機能障害、大型船の陸への打ち上げ、上水道及び電力の停止、医療施設の機能不全が顕著な状況にある。このリージョン8は、フィリピン国内ではミンダナオ島イスラム教徒ミンダナオ自治地域及びリージョン12に次いで総人口に占める貧困層が多い地域であり、日々の生活はもちろん、主要な産業であるココナッツ栽培や漁業等は大きな被害を受けており、今後数年の生計手段の確保すら危ぶまれている。

かかる事態を受けて、フィリピン政府は被災者の救済に加え、基礎インフラ及び地方政府機能の早期回復に向けて 動き出し、国際社会に対して緊急支援を求め、これに対応し、国際機関や各種ドナー機関は食糧・水補給、医療・公 衆衛生対応、避難所設営、がれき処理などの緊急フェーズにおける役割を果たしながら、次の復旧・復興ステージで は、災害に強い社会の再建に向けた協力が求められている。

機構は2013年11月26日から国際緊急援助隊専門家チームをフィリピンに派遣し、復旧・復興支援にかかるニーズ調査や緊急的に対応すべき具体的な案件の発掘のために情報収集を行った。その結果、最も被害の激しかったサンペドロアンドサンパブロ湾岸及びサマール島南岸をモデル地域とする パイロットプロジェクトの実施を含む復旧・復興計画の策定とモデルの他地域への展開のための提言及び緊急的な復旧・復興が望まれる施設の復旧・復興計画策定、

今回の台風で被災した、リージョン8の気象観測に欠かせないサマール島ギウアンの気象レーダーシステムの早期 復旧等が最優先課題として確認された。

機構は、ともにファストトラックによる「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」で実施することを決定した。本プロジェクトは、同プロジェクトのサブプロジェクトとして、を対象とするものである。なお、については別発注で準備に着手する。

6 業務の範囲及び内容

- (1)業務対象地域(*変更の可能性があります。)
- 1)フィリピンにおいて台風30号ヨランダの被害を受けた地域(ビルトバックベターのコンセプト及び政策の対象)
- 2)サンペドロアンドサンパブロ湾岸及びサマール島南岸地域(計画及び実施のモデル地域)
- (2)相手国関係機関
- 公共事業省
- (3)成果
- 1)土地利用計画·復旧復興全般関係
- ・衛星写真が入手される
- ・ハザードマップ/土地利用計画/ゾーニング計画が策定される
- ・設計・資材・施工方法が改善される
- ・復興政策及びコミュニティ復興計画が策定される
- ・ノービルディングゾーンの実施管理計画が策定される

- ・災害に強い公共サービス・組織計画が策定される
- 2)復旧・復興プロジェクト形成
- ・復旧・復興プロジェクトリスト/プロジェクトプロファイルが作成される
- ・優先緊急復旧事業及び優先復興事業の計画(設計/概算レベル積算含む)が策定される
- ・公共施設の復旧・復興にかかるガイドラインが策定される
- 3)優先緊急復旧プロジェクトの実施(生計向上、公共サービス強化、がれき処理、マングローブ植林等を含む)
- ・優先緊急復旧プロジェクトが実施される
- ・災害に強い社会、コミュニティ形成のための能力が強化される

(4)業務内容

1)土地利用計画関係

関連情報の収集、衛星写真の購入、現地調査、周辺地域調査(レイテ島北部東岸及びサマール島南岸等)、各セクターの状況調査、フィリピン政府の復興関連の政策や計画の情報収集被災評価及びリスク評価

国際機関及び各種ドナー機関の支援状況確認

災害を踏まえた設計・資材・施工方法の改善と徹底にかかる検討、提案

ハザードマップの作成

フィリピン政府のノービルディングゾーン政策を反映した、災害に強い社会を目指した土地利用計画の作成 ノービルディングゾーン政策の実施計画の作成

コミュニティプロファイルの作成

復旧・復興政策オプションの検討、提案

災害に強いコミュニティ及び施設のモデルの提示

コミュニティ復興計画の作成

防災管理、災害対策のための能力評価及び人材育成を含む能力強化

我が国の復旧・復興及び防災経験、技術の共有

2)復旧・復興プロジェクト形成

復旧・復興プロジェクトリスト/プロジェクトプロファイルの作成

公共施設の復旧・復興にかかるガイドライン作成

調達事情の調査

緊急復旧事業及び復興事業に関する情報収集及び詳細内容の確認

緊急復旧事業及び優先復興事業にかかる事業選択基準の検討、効果及び環境社会配慮を踏まえたオプションの提示 公共施設の復旧・復興にかかるガイドライン作成

優先復旧・復興事業の選定(公共施設の復旧・復興、航海技術訓練センターの復旧・復興、タクロバン空港の空港 保安機材の復旧、配電網復旧等を含み、一部は我が国の資金協力により実施することを想定)

優先復興事業の計画、概略設計、概略積算

環境社会配慮調査

自然条件調査

3)優先緊急復旧プロジェクトの実施(生計向上、がれき処理、マングローブ植林等、本プロジェクト内で実施することを想定)

調達事情の調査

民間、NGO、NPO等の活動調査

公共サービスの実施体制評価

災害に強い公共サービス計画

災害に強い社会のためのコミュニティの能力強化

がれき処理計画の作成、一部実施

マングローブ植林計画の作成、一部実施

優先緊急復旧事業の選定(インフラ、庁舎、学校、保健施設、公共市場等で特に緊急な復旧が求められる施設を含む)

優先緊急復旧事業の計画、設計、積算

優先緊急復旧事業の実施あるいは実施監理

優先緊急復旧事業の評価

7 成果品等

- a) インセプションレポート (IC/R) 提出時期:2014年1月下旬
- b) プログレスレポート (PR/R) 提出時期:2014年3月
- c) インテリムレポート 1 (IT/R1) 提出時期:2014年5月
- d) インテリムレポート 2 (IT/R2) 提出時期:2014年12月
- e) ドラフトファイナルレポート (DF/R) 提出時期:2015年3月
- f) ファイナルレポート (F/R) 提出時期:2015年5月
- 8 主要な分野及び評価対象予定者

成果1:災害復旧・復興マスタープラン

- 1) 総括/復興支援(評価対象予定)
- 2) 土地利用計画 / 土地制度

- 3) 災害評価 / 防災計画
- 4) ハザードマップ / GIS
- 5) 社会基盤整備計画
- 6) 建築制度・遵守強化
- 7) 経済分析 / 社会分析
- 8) 物資流通計画
- 9) 都市部地域開発計画
- 10) 地域開発計画/生計向上(農業)
- 11) 地域開発計画 / 生計向上(漁業)
- 12) 気象・水文解析
- 13) 高潮被害シュミレーション
- 14) 風害シュミレーション
- 15) 地震・津波被害シュミレーション
- 16) 業務調整1/援助協調

成果2:復旧・復興事業形成

- 17) チームリーダー / インフラ・公共施設復旧計画 (評価対象予定)
- 18) 防潮堤計画 / 海岸保全計画
- 19) 道路計画 / 道路付帯施設設計
- 20) 公共施設建築計画/設計(1)
- 21) 給水施設計画
- 22) 配電設備計画/配電付帯施設設計
- 23) 災害対策/防災教育
- 24) 公共サービス強化
- 25) 住民参加/組織強化
- 26) 公衆衛生
- 27) 航海訓練機材復旧計画
- 28) 空港施設計画/機材計画
- 29) 施工・調達計画/積算 (建築施設)
- 30) 施工・調達計画/積算 (土木施設)

成果3:優先緊急復旧事業の実施

- 31) チームリーダー / 地域復旧計画
- 32) 公共施設建築計画/設計(2)
- 33) マングローブ植林/造園計画
- 34) がれき処理計画
- 35) 施工・調達計画 / 積算・実施監理(建築施設)
- 36) 施工・調達計画 / 積算・実施監理 (土木施設)
- 37) 自然条件調査
- 38) パイロットプロジェクト評価
- 39) 環境社会配慮
- 40) 業務調整2/優先緊急復旧事業実施監理補助

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。